

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議 事 録

HP版議事録

(整理番号0930)

第1回特定最低賃金専門部会（電気）

令和7年10月10日 非公開

開 催 日 時	令和7年10月10日	13時30分～14時25分
開 催 場 所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室	
開 催 状 況	公益を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人 定数 3 人
主 要 議 題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 審議日程について 3 特定最低賃金額の審議について	

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 本日で出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名です。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	ただいまから、第1回群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催い

基準部長	たします。 第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。 賃金室長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。 最初に、本専門部会の開催に当たりまして、橋口労働基準部長からご挨拶申し上げます。 労働基準部長の橋口です。 本日は大変お忙しい中、最低賃金専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。 皆さま方におかれましては、御多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。 また日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政を始めとした、労働行政全般の円滑な運営につきまして、多大な御支援と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。 さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのご意見をいただいたことで、改正についてご審議をいただくことになりました。特定最低賃金につきましては、地域別の最低賃金が、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットで、行政機関に決定を義務付けているということとは趣を異にして、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとして、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。 専門部会委員の皆さまには、大変な御苦勞をおかけすることになりますが、特定最低賃金の趣旨をお酌みいただき、御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、専門部会の委員の皆さま及び事務局職員のご紹介をさせていただきます。 お手元の資料2の「3枚目」をご覧ください。委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介させていただきます。

	す。委員の皆さまは着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。 まずは、公益を代表する委員といたしまして、 ■委員、■委員、■委員 続きまして、労働者を代表する委員といたしまして、 ■委員、■委員、■委員 続きまして、使用者を代表する委員といたしまして、 ■委員、■委員、■委員 委員の皆さまにおかれましては、本年度の審議につきましてよろしくお願いいたします。 資料3が事務局名簿でございます。よろしくお願いいたします。 次に、部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。 部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。 慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が取られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
事務局	ありがとうございます。 公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので発表いたします。 部会長には、■委員、部会長代理には、■委員をそれぞれ選出することとございました。 労使の委員の皆さまにお諮りいたします。よろしいでしょうか。
労使委員	【異議なし】
事務局	ありがとうございます。 全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。 それでは、部会長になられました■委員、部会長代理になられました■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。 最初に、■委員からお願いいたします。
■委員	本専門部会の部会長を務めさせていただきます■でございます。 本専門部会は県内の産業別の実情を踏まえ、適正な最低賃金を

	決定する非常に重要な役割を担った部会と承知しております。委員の皆さまのご意見を踏まえ、建設的で円滑な議事運営に努めて参りたいと思います。 どうぞご協力の程よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、■■■■委員お願いいたします。
■■■■委員	部会長代理に選ばれました■■■■と申します。 ささやかながら尽力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
部会長	会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 最初に、特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	説明させていただきます。 資料４の群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。 運営規程は、４業種ある専門部会共通のものとなっております。第３条で専門部会の委員の数、第４条で会議の招集、第６条で部会長が会議の議長となること、第７条で会議の公開・非公開、第８条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第９条で審議会会長への報告、第１０条で専門部会の廃止、といったことについて規定されています。 ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。
部会長	事務局から特定最低賃金専門部会運営規程について説明がありました。 これについて、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
各委員	【特になし】
部会長	特に、ご意見等はないようですので、次の議題に移ります。 次に、令和７年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務

事務局	局から説明をお願いします。 説明させていただきます。2点ございます。 まず、1点目でございます。 専門部会の会議の公開・非公開につきまして、ご説明いたします。 資料4の「特定最低賃金専門部会運営規程」を再びご覧ください。 専門部会の会議は、例年、運営規程第7条第1項のただし書きの3行目にございます「公開することにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとして、例年、第1回目から非公開とされてきております。 本年度は、7月14日に開催されました審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。 この審議会の意向も参考にしていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。 1点目は以上でございます。
部会長	ただいまの事務局から説明がありましたように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。 これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである。」との意向が示されております。 部会長としては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は第1回目から非公開とすることが適当と考えますが、ご意見等ありましたらお願いします。
各委員	【特になし】
部会長	ご賛同いただいたものと理解いたしました。 本年度も第1回目の会議から非公開といたします。 続けて、事務局から説明をお願いします。
事務局	2点目でございます。 専門部会の議事録及び会議の資料の公開・非公開についてご説明いたします。 運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同

	様、原則公開であるものの、ただし書き以降に「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。 令和２年度に審議いただいたことで、令和２年度からは専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則、公開とさせていただいております。加えて、労働局ホームページにも掲載させていただいております。 そこで、本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。 なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に規定された不開示情報を除いて開示されることになります。 ２点目は以上でございます。
部会長	事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和２年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページへも掲載してきております。 本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページへの掲載を含め公開したいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は、公開といたします。 重要ですので、もう一度公開の方法を整理します。 議事録には発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。 事務局をお願いしている資料も公開を基本としますが、審議過程において各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。

	また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断することとします。 よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。 このほかに、運営規程について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
各委員	【特になし】
部会長	特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。 次に、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	特定最低賃金改正決定の諮問についてご報告させていただきます。 資料 8 に諮問文の写しをつけております。 8 月 26 日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定にかかる諮問を行っているものでございます。 そこで、特定最低賃金の改正決定の仕組みや今回の諮問に至るまでの経過などについてご説明いたします。 資料 5 の「特定最低賃金の仕組み」をご覧ください。 項目 1 のように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されるものです。 項目 2 は、決定の仕組みとなっており、関係労使から改正等の申し出が行われることを要件として労働局長が審議会の意見を聴いて決定されます。 決定に際して、※印にありますように、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティーネットとして行政機関に決定を義務付けているのに対し、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより決定するといったものとなっています。

	参考までに全国の特定最低賃金の設定件数などを申し上げますと、昨年度末時点で224件、適用使用者数は約8万9千9百人、適用労働者数は約295万6千9百人となっています。 今回の特定最低賃金改正決定の諮問について経過をご説明いたします。 資料6をご覧ください。 特定最低賃金4業種ごとの改正決定に関して行われた申出を一覧にしたものでございます。申出者などご覧のとおりです。 この申し出につきましては、資料7に申出書の写しをつけております。この申出によりまして、8月4日の審議会におきまして、労働局長が審議会議長に対して改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8月26日に審議会議長から4業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。そこで、労働局長から審議会議長に、資料8のとおり今回の改正決定額について諮問をさせていただいたという経過にあります。 諮問により審議会におきまして、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置することの決議をいただいております。 なお、事務局では、諮問の翌日8月27日に4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行いました。が、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。 以上でございます。
部会長	ありがとうございました。 事務局から特定最低賃金改正決定の諮問などについて説明がありました。これらについて、ご質問等がありましたらお願いします。
各委員	【特になし】
部会長	ご質問等ないので、次に進みます。 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局から説明をお願いします。
室 長	説明させていただきます。 資料10をご覧ください。 最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。 第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合

	には、その決議をもって審議会の決議とすることができるとされています。8月26日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますのでご報告いたします。 また、同条第7項では専門部会の廃止について規定されており、「専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、具体的には、運営規定第10条にありますように、特定最低賃金に係る異議の申し出がなかった場合に廃止されることになります。廃止に伴う専門部会委員の皆さまの解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご了解いただきますようお願いいたします。 以上でございます。
部会長	事務局の説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくをお願いします。 また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がありました。これについてもご了解をお願いします。 このことについて何かご質問などございますか。
各委員	【特になし】
部会長	ご質問等がないようですので次に進みます。 次に、特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	説明させていただきます。 資料11をご覧ください。 近年の審議状況でございます。中段以下が特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。 次に資料12をご覧ください。 委員の皆さまには、会議の日程を確保いただきまして誠にありがとうございました。日程表のとおり会議を開催させていただきたく存じます。会議の開催回数につきましては、8月26日の審議会においても議決されておりますが、日程表のとおり本日を含めまして2回の予定となっております。ご了解いただきますようお願いいたします。

	また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の3分の2以上の出席、又は、公・労・使の各側委員の3分の1以上の出席となっておりますので、6名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ1名以上が出席していただくことが必要となっております。 委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ恐縮ではございますがご出席いただきますようお願いいたします。 最後に、資料13は「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」でございます。 以上でございます。
部会長	事務局から説明がありました次回会議の日程ですが、委員の皆様はいかがでしょう。 このとおりでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは、次回の第2回目の会議は、資料12の「電気」欄に記載のとおり、10月28日（火）午前10時00分から「7階大会議室」にて開催とします。 委員の皆さまのご出席をお願いします。 次に、特定最低賃金額の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	説明させていただきます。 審議に資する資料は4業種の専門部会共通で、最新の内容のものを整えさせていただいております。 まず、用意いたしました資料についてご説明いたします。 資料14は、過去12年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。 資料15は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。 資料16は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。令和6年度の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものです。 資料17は、令和6年度の特定最低賃金改正状況でございます。 資料18は、令和7年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。 資料19は、令和7年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。 資料20は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でござ

事務局	ざいます。 資料 21 は、群馬県金融経済概況でございます。 資料 22 は、最近の県内経済情勢でございます。 資料 23 は、法人企業景気予測調査でございます。 資料 24 は、群馬県鉱工業指数でございます。 資料 25 は、消費動向調査結果でございます。 資料 26 は、第 217 回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。 資料 27 は、第 201 回企業経営動向調査結果でございます。 資料 28 は、労働市場速報でございます。 資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、事務局担当から内容をご説明させていただきます。 それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をいたしますので、資料 19 をご覧ください。 はじめに 1 ページ目の、令和 7 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要につきまして、説明させていただきます。 まず、調査依頼事業所数は 2,084 件で、そのうち有効回答件数は、942 件でした。 調査に関しましては、令和 7 年 6 月分の賃金額について実施いたしました。 また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。 調査対象地域につきましては、群馬県全域です。 調査対象業種及び事業所規模については、表にあります業種を対象に、さらに網かけした人数の事業所を対象にしています。 なお、特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業については、100 人未満の事業所を調査対象としています。 調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したものになります。 従いまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業と規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。 続きまして、1 枚めくっていただきまして、3 ページをご覧ください。 賃金統計用語であります、未満率と影響率について説明いたします。 未満率につきましては、現行の最低賃金額を下回っている労働
-----	---

者の割合になります。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率につきましては、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合となります。

次に、2枚めくっていただきまして6ページをご覧ください。

今回の電気機械器具製造業の調査結果につきまして、説明させていただきます。

はじめに未満率についてです。電気機械器具製造業の現行の最低賃金が1,056円ですので、1,055円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、1,055円以下の累積労働者数は1,016人でした。これをAとします。

復元した合計労働者数は6,978人でした。これをBとします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は小数点以下第二位を四捨五入しまして14.6%となります。

従いまして、電気機械器具製造業の労働者の14.6%が最低賃金額を下回っていたということになります。

次のページ以降は、4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますが、電気機械器具製造業のみの調査結果について説明をさせていただきますので、4枚めくっていただきまして10ページをご覧ください。

この表は、電気機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。

一般労働者については、時給2,000円以上の分布が多いという結果になっておりますが、一方でパート労働者については、時給1,045円を下回る労働者が最も多いという結果となっております。

次に3枚めくっていただきまして12ページをご覧ください。

この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値について、令和3年度から今年度までの推移を表したものです。

電気機械器具製造業の未満率は、令和7年度は14.6%となっております。

続きまして、14ページをご覧ください。

この表は、産業別の未満率と影響率の推移を表したものとなっております。

電気機械器具製造業は、オレンジ色の線で示されております。

最後に3枚めくっていただきまして17ページをご覧ください。

この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。引上げ額0円の場合から、引上げ額99円までの場合の影響率を表したものに

	なります。 以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要を説明させていただきました。この調査結果が、審議をする上で委員の皆さまのお役に立てれば幸いと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
部会長	ただいまの事務局の説明について、ご質問等がございましたらお願いします。
各委員	【特になし】
部会長	特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があればお願いします。
事務局	ご審議いただく前に、2点ご説明いたします。 1点目でございます。 特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願いいたします。 2点目でございます。 審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議において、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。 第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。 以上でございます。
部会長	この後は事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思います。 それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。 まず、労働者側、使用者側、それぞれの立場から、基本的な考えをお伺いします。その後は自由にご審議をお願いします。 はじめに、労働者側委員からお願いします。 ■■■■委員、お願いします。
■■■■委員	はい。労側委員の■■■■です。 私の方からまずは発言させていただきます。よろしくお願いいたします。 まずは、今年も特定最低賃金専門部会を開催いただくことに感謝申し上げます。その上で、2025年の春闘においてですけれども、

昨年と同様に労働側、経営側、政府、それぞれが積極的な賃上げを目指す方向性が示された中で、交渉が開始されたと認識しております。

7月3日に連合から発表された2025年春闘の最終集計によると、ベースアップと定期昇給を併せた平均賃上げ率は、5.25%と2年連続で5%を超えており、1991年の5.66%以来34年ぶりの高水準となったということです。

この背景には、慢性的な人手不足や記録的な物価高、エネルギー価格の高騰などが影響したことが挙げられておりますが、企業の持続的成長、日本全体の生産性向上に繋がる、人への投資の重要性について改めて労使共通の認識が諮れた春闘交渉だったと考えております。

先般開催された群馬県最低賃金地方審議会においても、985円から78円引き上げの1,063円になることが決定されておりますが、これは貴重な労働力の他県への流出を防ぐための、人への投資と受け止めることもできると思っております。このような環境下での特定最低賃金の持つ意義は非常に重いものと考えております。

群馬県内の電気機械器具製造業が、持続的に成長するためには、安心して働ける魅力のある職場環境を構築するとともに、優秀な人材を確保する必要があります。そのためには、この産業にふさわしい賃金水準の引き上げが必要であると考えております。

私は毎年この場で発言させていただいておりますが、国が行うべき様々な政策、対策があるかと思いますが、我々労使で行うべき、また行えることも多々あると思っております。

昨年は使側委員の皆さまのご理解もあり、50円の引き上げができましたが、本年についても水準引き上げに向けてしっかりと論議を重ねてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。

委員、お願いします。

委員

労側委員のです。よろしくお願いいたします。

特定最賃ですけれども、労使のイニシアティブで地域の産業の賃金水準を定めるものという風になっておりまして、産業における労働条件の向上、人材確保と定着、そして公正な競争の確保が目的となっていると存じております。

群馬県においては、電気機械産業の今後の県の産業の発展のために、非常に重要な役割を果たしており、過度な価格競争を排除し、魅力ある賃金設定をすることが必要と考えております。

しかしながら、今年の春闘の結果におきましても、私どもの産業別労働組合の中では、北関東4県の平均改善額が、14,422円となりました一方で、構成組織の多くを占める中小部品メーカーでは、賃上げが進まず、大手との格差が開いてしまいました。

そして、賃上げができた企業を含め、人材流出が止まらず、何年も高卒採用ゼロの企業も多くあり、賃金格差是正や人材不足に対し、早急な対策が必要と考えております。

中小企業の賃金改善が進まない一因として、過度な価格競争により賃金原資が確保できていないことが考えられます。中小企業は、賃金原資を確保するためには、労務費の価格転嫁を行っていくことが重要ですが、こちらについては社会的に浸透が進みつつあるものの、特に労務費の部分で、賃金改善に必要な十分な転嫁が進んでおりません。賃上げと価格転嫁は一体となって進められるべきと思いますが、その中でも特定最賃がその目的を果たし、しっかりと水準を示して、価格転嫁を進める気運を作り出すべきという風に考えております。

労働者の技術に対し、適切かつ魅力ある賃金として人材確保を促進し、電気機械産業の今後の発展に繋がるよう進めるべきと考えます。本部会が良い結果に結び付くような議論となるべくお願いしたいと思います。

私からは以上となります。

部会長

ありがとうございました。ほかにいらっしゃいますか。

委員、お願いします。

委員

労側委員のです。どうぞよろしくお願いいたします。

まずもって本年も電気機械器具製造業の特定最低賃金専門部会をこのように開催いただき、改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

事務局から説明もありましたが、特定最低賃金は、公正な賃金決定の促進という労働条件の向上を目的とし、労使交渉の補完・代替機能を有してございます。さらに賃金の不当な切り下げや、製品の買いたたきの防止などを通じて、事業の公正競争の確保に資するものであり、サプライチェーン全体を含めた産業の健全かつ持続的な成長に向けて、重要な役割を担っております。

私が所属する電機連合では、生活、雇用、将来への不安の払拭を

図り、すべての働く仲間が生き生きと働ける環境の実現を目指し、継続的な人への投資に取り組んでおります。総合労働条件改善闘争においては、企業内のミニマム基準の底上げと、未組織労働者を含む電気産業全体の賃金引き上げ、公正処遇の確立に向け、最低賃金の引き上げに取り組んでございます。

2025 年の闘争では、産業別最低賃金、こちら 18 歳見合いにはなりますが、高卒初任給水準への準拠を労使共有事項として掲げ、取組を推進しております。その結果、多くの加盟組合で月額 190,000 円以上、中には 200,000 円を超える結果となり、最低賃金の引き上げを実現することができました。この成果を、群馬県内の電気機械器具製造業で働くすべての仲間に波及させていくことが重要だと考えております。

電気産業は、高品質なものづくり技術や情報産業技術など強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化実現にも貢献や、少子高齢化が加速し、人材不足が深刻化する中、DXやAIなどの新しい技術を活用したサービスの法律的な提供が求められるなど、産業としてのさらなる発展が期待されております。

この産業の魅力を高め、群馬県内の電気機械器具製造業において優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、電気機械器具製造業の最低賃金を産業にふさわしい水準以上に引き上げていくことが重要であると考えております。

去年は使側の皆さまのご理解もあって、50 円の引き上げを実現することができました。本年も水準の引き上げにしっかりと議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

それでは、使用者側委員は、いかがでしょうか。

■■■■委員、お願いします。

■■■■委員

使側委員の■■■■でございます。よろしく願いいたします。

前回、地域別最低賃金 1,063 円が来年の 3 月から適用されるということになりました。まあそうすると約 30%の労働者の人に影響が出るという風にこちらの方では捉えております。

中小零細企業はそもそも余裕のある企業は少なく、ギリギリでやりくりをして経営をしておりますので、大企業のような内部留保もありません。さらには、昨今、急激な為替の変動、円安ですよね、円安が進んでおります。これでまた、原材料やエネルギー価格

	を中心とした物価が今後も上昇が続き、経営環境はますます厳しくなる一方であります。このまま、国の誘導で最低賃金の上昇が続けば、最低賃金を要因とした倒産が激増してくるのではないかと危惧しております。 法の下での平等ということを考えても、特定の4業種を優遇する必要性はないのではないかと考えております。基本的には、以前より申し上げたとおり、地域別最賃に特定最賃を飲み込ませるという考えを、こちらの方では考えておりますが、労使会議の中でもまた詳しくその辺については調整をしたいと思っております。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 ほかにいらっしゃいますか。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	使用者側委員の■■■でございます。よろしくお願いいたします。 今、■■■委員からもありましたけれども、特定最賃、群馬県の県最賃が78円引き上げられて、1,063円に3月からなるということ自体が、相当高額であるという思いをしてございます。 先ほど事務局からご説明がありました資料14にもございますけれども、ここ3年程度の賃上げ額を見ると、30円が最低という状況でございます。そういう状況から鑑みますと、最低賃金の大幅なアップが、特に中小零細企業の経営環境に大きく影響してくるということは間違いはございません。 電気産業界におきまして、従業員の賃上げを含んだ処遇改善には、真摯に取り組んでいるところでございます。持続可能な形での賃上げ改定が、私個人的には必要ではないのかなという風に思っている次第でございます。急激な最低賃金の改定、大幅増額ではなく、複数年間に渡って段階的な引き上げをお願いしていきたいと、経営環境の悪化が進むということも踏まえて、その実情もご理解いただきながら、慎重なご審議をお願いできればと思っております。 以上でございます。
部会長	ありがとうございました。 ほかにいらっしゃいますか。 ■■■委員、お願いします。
■■■委員	使側の■■■です。よろしくお願いいたします。

	いろいろとご説明ありがとうございました。 あの、地域別、産業別の趣旨は、十分理解はしている上で申し上げさせていただきますと、■■■■委員、■■■■委員の話の続きになるかもしれませんが、違う見方をすると、現在の働き方は多様性という言葉を使ったり、社会環境の変化などをよく耳にするのですが、特定の産業に縛られない働き方なども広がっておりまして、具体的な会社名は出しませんが、今隙間時間を活用して、就業形態、時間であったり、働く時間帯であったり、そんなことに囚われない働き方を考えると、従来の枠組みではなかなか対応できない個社個社の事情が起きているのではないかと考えます。 先ほど、労側から出ました安心して働くとか、魅力ある会社づくりなどで考えますと、会社側も限られた原資をいかに賃金等含めてどう配分していくかと考えると、技術であったり設備などに投資するお金での配分であったり、人件費で考えれば、賃金だけではなく、福利厚生であったり、分配方法も個社個社で考えなければならぬ、そんな会社の多様性も求められていく中で、すべての働く人が、一定の生活水準という視点もあっていいのではないかという中で、今後制度設計も含めてどのような座組が望ましいのか、今後の中で議論させていただければと思いますのでよろしくお願い致します。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 公益委員は、いかがでしょうか。
公益委員	【特になし】
部会長	ほかにご意見等はございませんか。
各委員	【意見なし】
部会長	それではご意見も出尽くしたようです。 今までのご意見を踏まえて、次回の会議で具体的な金額審議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それではそのようにいたします。 最後に、その他について、事務局から何かありましたらお願いし

	ます。
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様は何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。 それでは、最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。 これで第1回専門部会を閉会とします。 ご審議お疲れさまでした。